



お客さま各位

「代金取立手数料」、「送金・振込・代金取立の組戻し、不渡手形返却手数料」
及び「手形・小切手発行手数料」改定のお知らせ

平素は、大田原信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、令和4年11月の手形交換所の廃止及び電子交換所の設立を踏まえ、下記の通り「代金取立手数料」、「送金・振込・代金取立の組戻し、不渡手形返却手数料」及び「手形・小切手発行手数料」を改定させていただくこととなりましたので、ご案内申し上げます。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

記

1. 改定日

- (1)代金取立手数料の改定：令和4年11月4日(金)
- (2)送金・振込・代金取立の組戻し、不渡手形返却手数料の改定：令和4年11月4日(金)
- (3)手形・小切手帳発行手数料の改定：令和5年1月4日(水)

2. 改定内容

●代金取立手数料

(改定前)				⇒	(改定後)	
	宇都宮手形交換所管内		宇都宮手形交換所管外		電子交換所	880円
	同一行政区域(市・町)内	同一行政区域(市・町)外				
当金庫同一店内払	無料	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の同一店舗即時入金分は、無料 ・電子交換所不参加金融機関宛取立は、個別取立として1,100円かかります。 		
当金庫本支店内払	220円	550円	880円			
他行払						

●送金・振込・代金取立の組戻し、不渡手形返却手数料

(改定前)				⇒	(改定後)
	宇都宮手形交換所管内		宇都宮手形交換所管外		1,100円
	同一行政区域(市・町)内	同一行政区域(市・町)外			
当金庫同一店内払	無料	—	—		
当金庫本支店内払	220円	880円	880円		
他行払	880円				





●手形・小切手帳の発行手数料

(改定前)			(改定後)	
約束手形帳用紙発行手数料 (50枚綴り)	2,200円	⇒	11,000円	
小切手帳用紙発行手数料 (50枚綴り)	2,200円		11,000円	
為替手形帳用紙発行手数料 (25枚綴り)	1,100円		5,500円	

以上



「電子交換所」を設立します



ご案内3つのポイント

POINT 1



お客様の**手続方法等の変更はございません**。従来どおり、金融機関において取立依頼を行っていただけます。

POINT 2



すでにお持ちの**手形・小切手も引き続き利用可能**ですのでご安心ください。

POINT 3



2026年度までの全面的な電子化に向けて、**電子記録債権・インターネットバンキング等の決済手段への移行**をご検討ください。



電子化することで、**こんなに利便性が向上します!**

- ✓ 災害にも強固な決済インフラに万一の災害時に搬送できないリスクを削減します。
- ✓ 遠隔地の取立における時間短縮

※取引先の金融機関の遠隔地取立等のお取扱いが変更となる場合があります。詳しくはお取引先の金融機関にお問い合わせください。

紙の手形・小切手から
電子的な決済手段への移行
をご検討ください!

2026年度までの
全面的な電子化を目指します

決済手段の電子化は、昨今の環境配慮やテレワーク対応に向けた社会的意義を持つとともに、企業・金融機関の業務効率化に貢献します。

金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指します。



電子記録債権・
インターネットバンキングのご検討を!

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続の省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。お客さまにおかれましても、電子記録債権の利用およびインターネットバンキングからの振込といった電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。



ご確認ください



手形の交換方法を電子化する

「電子交換所」 設立のご案内



2022年11月から、 手形の交換方法が変わります

手形交換所の電子化に関する大切なお知らせです。
ぜひ、ご一読ください。

JBA 一般社団法人
JAPANESE BANKERS ASSOCIATION 全国銀行協会

JBA 一般社団法人
JAPANESE BANKERS ASSOCIATION 全国銀行協会

電子データで手形交換を行うことで、より早く、より安全な手形の決済が可能になります

全国銀行協会は、これまで全国各地で金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所の電子化を行います。これに伴い、電子データで手形の交換を行う電子交換所を2022年11月に設立いたします。



電子交換所の決済開始時期

2022年11月予定



電子交換所により、手形交換の方法が変わります！

今までは人手を介して搬送していた手形ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。

手形交換所における交換
(従来)



電子交換所における交換



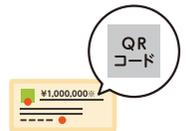
用紙や記入方法などはどう変わるの？



「統一手形用紙の変更」と「手形・小切手への記入に関わるご注意」がございます。

① 統一手形用紙の変更

金融機関によっては、QRコード付きの手形・小切手用紙に変更となる場合があります。



② 電子化後の記入注意事項

- 手形券面へのメモ書き禁止
- 金額欄への捺印禁止
- 必ず楷書で記入 など



③ 手形・小切手は3か月間保管

- 紙の手形・小切手は、お支払い後、受取人の取引金融機関(取立金融機関)で3か月間保管されます。
- 偽造・変造が疑われる場合などは、速やかに取引金融機関にご連絡ください。



※その他の変更点については、当座勘定規定および手形(小切手)用法の改定がございますので取引先の金融機関にご確認ください。